

## 学校教育法等の一部を改正する法律案要綱

### 第1 学校教育法の一部改正

- 1 小学校、中学校、高等学校等においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材）を使用しなければならないこととする。（第三十四条第一項関係）
- 2 教科用図書の内容を記録した電磁的記録である教材がある場合に、教育課程の一部又は全部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとした制度を廃止する。（改正前第三十四条第二項、第三項関係）
- 3 高等学校、特別支援学校等においては、教科書に代えて、教科書以外の教科用の教材を使用することができることとする。（附則第九条第一項関係）

### 第2 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

- 1 教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならないこととする。（第三条関係）
- 2 教科書の発行者の義務の内容及び教科書の発行者が文部科学大臣に納める保証金の還付請求等について、教科書の供給の方法に応じて文部科学省令で定めることとする。（第十条第二項、第十三条関係）

### 第3 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得するための資格審査について、学校において必要とする期間を通じて良質の教科書を製造し、及び供給するに足りる事業能力及び信用状況を有するかどうかを審査することを目的とすることとする。（第二条第二項関係）

### 第4 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正

- 1 題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律」に改める。（題名関係）
- 2 教科書及び第1の3の教科用の教材を無償とすることとする。（第一条第一項関係）

### 第5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

- 1 題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。（題名関係）
- 2 教科書及び第1の3の教科用の教材について、図書であるもの又は電磁的記録であるものに区別して無償措置の方法を定める。（第三条～第五条関係）

### 第6 著作権法の一部改正

- 1 教科書に掲載された著作物は、教科書の採択、発行等又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用に伴って、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。（第三十三条関係）
- 2 教科用拡大図書等に複製された著作物は、障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。（第三十三条の二関係）
- 3 1及び2の規定は、放送又は有線放送の利用に加え、実演又はレコードの利用についても準用する。（第百二条関係）

#### 第7 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正

障害のある児童及び生徒の学習の用に供するために作成される教材である教科用特定図書等について、教科書及び第1の3の教科用の教材に準じて無償措置の方法を定める。  
（第十条～第十二条関係）

#### 第8 その他

その他規定の整備をする。

#### 第9 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、令和九年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第五条関係）
- 3 その他関係法律について所要の改正を行う。